
規 則

高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

高知県知事 濱田 省 司

高知県規則第 号

**高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正す
る規則**

高知県公益法人等の監督等に関する規則（平成27年高知県規則
第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する
法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。次条第1項において
「認定法施行規則」という。）」を削り、「同項」を「次条第1
項」に、「以下同じ。）及び」を「第5条第3項において同
じ。）及び」に改める。

第2条第1項中「認定法施行規則第39条第1項の行政庁が定め
る場所及び」及び「閲覧所の」を削り、「公益法人又は移行法
人」を「移行法人」に改め、「財産目録等（認定法第21条第4項
に規定する財産目録等をいう。以下同じ。）又は」及び「財産目
録等を提出した公益法人又は」を削る。

第3条中「認定法第22条第2項若しくは第3項の規定により公
益法人の財産目録等の閲覧若しくは謄写を請求し、又は」を削
り、「若しくは謄写を請求しよう」とを「又は謄写を請求しよう
と」に改める。

第4条の見出しを「（移行法人の公益目的支出計画実施報告書
の複写）」に改め、同条中「認定法第22条第2項若しくは第3項
の規定により公益法人の財産目録等を謄写し、又は」及び「財産
目録等又は」を削る。

別記第1号様式中「公益法人等」を「移行法人」に改める。

別記第2号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（報告及び検査）

第27条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任等）

第59条 内閣総理大臣は、第27条第1項の規定による権限（第44条第1項の答申又は第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第27条第1項の規定による権限（第52条において準用する第44条第1項の答申又は第54条において準用する第46条第1項の勧告のため必要なものに限り、第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第27条第1項中「行政庁」とあるのは「第50条第1項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、公益法人の理事、監事又は清算人は、50万円以下の過料に処する。

（1）・（2） 略

（3） 第27条第1項（第59条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第27条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

◎ 高知県公益法人等の監督等に関する規則の一部を改正
する規則